あいち県民教育研究所　【定　款】

第1章　総　則

（名称）

第１条　本研究所は、「あいち県民教育研究所」と称する。

（目的）

第２条　本研究所は、子育てと教育に関する総合的な調査及び研究を進め、あいち県民のための子育てと教育の創造的発展に資することを目的とする。

（事業）

第３条　本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

子育て・教育問題の総合的調査と研究。

子育て・教育問題に関する情報、資料の収集と利用。

子育て・教育問題に関する研究会、講演会、講座等の開催。

研究紙誌等の編集、発行。

その他、目的達成に必要な事業。

第2章　会　員

（会員）

第４条　本研究所の会員は、次の三種とする。

⑴　個人会員　本研究所の目的に賛同し、会費年額四千円を納めて入会した個人。

（定収入のない学生・院生の会費は二千円とする）

⑵　団体会員　本研究所の目的に賛同し、一口六千円として一口以上の年額会費を納めて入会した団体。

⑶　特別会員　本研究所の目的に賛同し、一口五千円として一口以上の年額会費を納めて入会した個人。

（入退会手続き）

第５条　会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を提出すれば、会員になることができる。

２．退会する者は、退会届を所員会議に提出するものとする。

（会員の権利）

第６条　会員は、それぞれの希望や条件に応じて、本研究所の諸活動に参加し、研究所の運営に参加することができる。

２．会員は、本研究所が発行する研究紙誌等の優先的配布を受け、また研究会、講演会、講座等研究所が主催する行事に優先的に参加することができる。

３．第４条⑵⑶に記す会費を二口以上納めた団体及び特別会員については、本研究所発行の出版物をすべて無料で配布される。

（会員の資格喪失）

第７条　会員は会費の長期滞納や本研究所の目的にふさわしくない行為等のあった場合は、所員会議の議を経て会員の資格を失うものとする。

第3章　役　員　等

（役員）

第８条　本研究所は、次の役員をおく。

所　長	１名
副所長	２名
研究部長	１名
研究副部長	若干名

所員　　　　　　　　３０名程度
事務局長　　　　　　　１名
監事　　　　　　　　　２名

（役員の選出）

第９条　所員及び監事は、総会において会員中より選任する。

2．所長、副所長、研究部長、研究副部長、事務局長は、所員の互選によるものとする。

（役員の職務権限）

第10条　所員は、所員会議を構成し、総会で定められた事項及びこの定款に定める本研究所の目的に必要な事項を決議し執行するとともに、本研究所の事業を企画し、推進する。

2．所長は、研究所の業務を統括し、この研究所を代表する。

3．副所長は、所長の事故ある時その職務を代行する。

4．研究部長は、本研究所の研究活動の推進及び連絡調整にあたる。

5．研究副部長は、研究部長を補佐する。

6．事務局長は、事務局を代表し、本研究所の調査・研究活動の活発化のために組織・財政・渉外等の業務を処理する。

7．監事は、本研究所の会計を監査する。

8．所長、副所長、研究部長、研究副部長及び事務局長は運営委員会を構成し、所員会議の決定にしたがい、常時執行の任にあたる。

9．運営委員会は、次期の所員と監事を総会に推薦する。

（役員の任期）

第11条　本研究所の役員の任期は三年とし、再任をさまたげない。

（事務局）

第12条　本研究所の業務を処理するため事務局をおく。

2．事務局には、事務局員をおき、会員の中より所員会議の議を経て所長が委嘱する。

3．事務局には、職員をおくことができる。

第4章　会　議

（所員会議）

第13条　所員会議は、所長が招集する。但し、所員の三分の一以上から所員会議の開催要求があったときは、所長は臨時所員会議を三十日以内に招集しなければならない。

2．所員会議の議事は、出席所員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3．運営委員会は、必要に応じて所長が招集する。緊急を要する事項の審議の場合は、運営委員会をもって所員会議にかえることができる。この場合、所員会議の事後承認を得るものとする。

（総　会）

第14条　総会は原則として一年に一回、所長が招集する。

2．臨時総会は、所長または監事が必要と認めたとき、これを招集することができる。

3．所長は、会員の五分の一以上から書面によって開催の請求があった場合、三十日以内に臨時総会を開催しなければならない。

4．総会の議長は、総会において出席会員の中から選出する。

5．総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。なお、団体会員の表決は、一団体一票とする。

6．総会においては、次の事項を審議し、決定する。

予算、決算

業務報告、事業計画
役員の選出
定款の変更及び解散
その他、所員会議が必要と認めた事項

第５章　資産及び会計

（資産管理）
第 15 条　資産の管理方法は、所員会議で決定する。
（経費）
第 16 条　本研究所の経費は、次の収入をもってあてる。
会費
事業収入
寄付金、その他
（会計年度）
第 17 条　毎会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第６章　定款変更及び解散

第 18 条　本定款の変更及び本研究所の解散は総会の議決を必要とする。

附則

１．本定款は、１９９１年5月２６日より発効する。
２．本定款の施行に必要な規則は、所員会議の議決を経て、別に定める。
３．本研究所は、事務所を運営委員会が別に定めるところに置く。

附則

本定款は、１９９３年6月１３日より施行する。
本定款は、１９９７年5月２５日より施行する。
本定款は、１９９９年4月　１日より施行する。
本定款は、２０００年5月２１日より施行する。
本定款は、２００５年5月２２日より施行する。
本定款は、２００６年6月　４日より施行する。
本定款は、２００９年5月３１日より施行する。
本定款は、２０１５年5月３１日より施行する。
本邸感は、２０１８年6月　３日より施行する。